人権におけるCSR調査の試みと課題

中村

清二・李

嘉永

要 約

みを促す各種指標に見られる人権の項目について概観する。かかる指標の限界をいくつか指摘した上で、 した「企業による人権の取り組みに関する調査」の視点と枠組み、そして調査結果の概要を紹介したい。 しも明らかにされてきたとはいいがたい。そこで本論文ではまず、企業と人権との関係について試論的に整理し、またこのような取り組 今日企業は、 人権を尊重することが、 社会的責任の一環として求められている。 しかし、 その範囲とはどこまでなのか、 当研究所が二〇〇四年度に実施 これまで必ず

はじめに

認知を得るに至っている。現在は、「なぜCSRか」から、 下CSRとする)と呼ばれ、この用語自体も、一般的な 社会性に配慮することを求められている。このことは、 「どのようにして」CSRを実施するかに、焦点が当て 「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility、 今日、 企業はその事業を推進するにあたって、一定の 以

られている。 ったいる。

はない。 常に言及される。ただ、「なぜに企業が人権を尊重しな 概ね了解が成立している。そこでは、「人権の尊重」は が確立しているわけではないが、個別の課題については、 ついては、 ければならないのか、そしてその内容はどこまでか」に CSRの内容について言えば、必ずしも一義的な定義 必ずしも十分に議論が深められているわけで

そこでまず、企業における人権尊重の潮流について紹 部落解放研究 No.162 2005.2

を示すこととする。の内容と結果について、その概要を紹介し、今後の課題の内容と結果について、その概要を紹介し、今後の課題として考えられる項目をもとに実施したアンケート調査としてがる一方で、いくつかの課題があることを指摘する。じて、企業に求められている人権課題が豊富化・包括化じて、企業に求められている人権課題が豊富化・包括化介し、次に、各種CSR調査に含まれる項目の検討を通

企業における「人権尊重」の潮流

的排除の問題は、まず労働問題であ 働者の して追及したのが、 されてはならない。 落出身者を雇用から排除してい 落地名総鑑事件は、採用の場面における身元調査が、 られてい ある。企業が取り組むべき人権の課題は、何をおいても 本における企業の社会的責任を人権の領域で最も徹底 企業と人権の関係については、経済活動の自由 権 るというものである。一九七五年に発覚した部 利の尊重とをい である。また、 一面では困難層が労働市場から遠ざけ この事件であることは、 かに調整するか、ここに淵 昨今問題となってい .る実態を明らかにした。 決して看過 いる社会 کر 源 労 が

しかし、企業活動が要因となって引き起こされる人権

ある。

の点が次に問題となる。 でれ自体が、個人の人権を侵害していないかどうか、こ 目されるようになった。つまり、企業における事業活動 現象は、八〇年代・九〇年代に大きな社会問題として注 住民、とりわけ先住民族の生活を破壊してしまうという 侵害は労働問題には止まらない。大規模な開発が、地域

POと企業との協働による事業も広まりつつある。的課題の克服に協力する実践も活発である。さらにないにしても、収益の一部を社会に還元し、様々な 商品、 整備し、社内への浸透をはかり、 り組むかという原則・方針を策定し、社内の推進体制を を整備しておくことが重要である。どのような課題 受けられる。貧困層の自立を促すための様々な配慮を施 に人権研修は、 ードバックする仕組みを確立することが考えられ ン商品の開発などがある。 した資金提供や、誰もが使いやすいユニバーサルした資金提供や、誰もが使いやすいユニバーサル これらの取り組みを進める前提として、 他方で、企業の本来業務によって生み出された様 価値が、特に人権 への取り組みを促 社内での人権文化を醸成し、 す前提として、 :の享有に資するという場合も見 また、本来業務を通じてでは ≥ことが考えられる。特取り組みの結果をフィ きわめて重要で 社内的に基盤 様々な社会 従業員 さらに バデザイ 13 々 な 取

63

一 CSR調査における「人権の尊重

には、 各種CSR指標である。 を促す仕組みを整備することが重要であろう。 真摯に取 取り組んでいる企業を評価し、 12 施 は、 心してい 上 記 取 取 0) り組む企業を支援することを通じて、 り組みを評価する基 り組みの実施を求めることに加えて、 る企業も多く存在する。これを一 ような取り組 みについては、 準 厳しい経営状況のなかで が求められる。 すでに積 層 広げるため これ その 取り組み 積 極 極的 的 前 が、 提 13 実

1 CSR指標の現状

(1) 国際的な動向

る。こので 原 であるが、 域で企業が積極的な取り組みを行うことを誓約するもの 企 まず、 注則の三者宣言」を策定している。ここでは、多国籍企業行動規範として「多国籍企業及び社会政策に関する ないこと、が定められるのみである。また、 人権保障を支持し、尊重すること、 取 国際連合におけるグロ ここに含まれる指標は極めて抽象的 極 め は、 人権・労働 1 • 環境・ バル・ ②人権侵害に加担 腐敗防 コンパ I L クト 止 で 0) Oは、 あ 四 が る。 領 あ

> いる。 ち、 報告ガイドラインは、財務・社会・環境レポーティング・イニシアティブが策定 業訓 業が プライチェー とマネジメント、 評価の指標作成を試みている。 を定めてい 含めている点は特徴的である。 練、 社会的パフォーマンス指標の一つに、 中核的労働基 この指標は、 労働条件、 る。 ン・マネジメントに その他、 差別対策などを挙げている。 準を尊 労使関係のそれぞれに 必須指標と任意指標とに分け、 各種NGOが様 重すべきことを求 なかでも、 お ける 環境の三つの した持続 々な分野で グロ 権 人権, お め、 13 調達 1 0) て、 を含めて 柱 可能性 バ 配 慮を 方針 やサ のう ル 企 Ħ

(2) 国内的な動向

る。 度改訂 慮 準を公にした。ここでは「人間」 用や障害者雇 同友会は、 \bar{O} 日本でも、 項目が置かれてい 日本経団連は、 二〇〇三年三月にCSRに関する企業評 前文に人権の尊重を盛り込んだ。また、団連は、企業行動憲章を二〇〇四年五日 CSR指標の策定は各方面で進めら 用などを挙 げ るほ か、 の分野において女性登 従業員 0 人権 戸に ń 0) 7 価 再

価値を投資の基準として扱う社会的責任投資が日本 がっている。 他 方、 企 業の この枠組みで、 取り組みを第三者的 様々な機 に 評 関 価 が企業調 財 でも 査 務 的

よる「企業の社会貢献度調査」である。ここでは、毎年である。さらに徹底しているのが、朝日新聞文化財団に るが、 会性調査」を実施している。ここでも「雇用」において、ク・リソース・センターは、二〇〇二年から「企業の社 るのは、労働関係において不利な立場に置かれている 個別項目が変更されていたが、「フェアな職場」「男女平 人々へのまなざしが明確に質問項目に反映されている点 の擁護については自由記述としている。また、パブリッ の社会編で「4.人材の育成・支援」の項目を立てて 権課題について、 人権に関する取り組みを盛り込んでいるが、特徴的 つてい 国企業のCSR経営の動向調査」を実施してい 「障害者雇用」 「国際化」など、詳細多岐にわたる人 女性の支援や障害者・外国人の雇用、その他 る。代表的なものでは、 調査を実施している。 日本総合研究所 であ 人権 11

~ 人権から見たCSR指標の課題

ような課題も見受けられる。 このように、人権指標が広がりを見せているが、次の

組みを対象とするので、環境や企業倫理などの課題と併これらの調査は、基本的にはCSR全般に関する取り(1)トリプル・ボトムライン調査の限界

ことから、人権課題の比重は相対的に低くなる。置される形で、人権課題を扱う構造となっている。この

(2) 人権課題についての共通理解の弱

な項目を置くグローバル・コンパクトの例もある。他方で、個別の人権課題を分節化することなく、包括的用や女性の登用、安全衛生管理が重点課題とされている。が大きな問題となっているが、日本国内では、障害者雇国際社会においては、児童労働や先住民族の権利の保障国た、地域や指標策定機関によって課題意識が異なる。

(3) 部落問題の欠落

ていることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

でいることと、対照的である。

法定雇用率を指標にすることは可能である。しかし、、は困難な側面がある。例えば、障害者雇用については、また、人権課題の性質上、量的な指標に対する評価に(4)「人権の量的把握」に対する評価の難しさ

65

その際には、 ーマ 重点課題を焦点化し、 が漏れることのないよう、 容を正面から考えることが、やはり重要である。そして、 現実にある人権課題の解決のために企業が果たすべき内 体 置 する指標を確立することが必要であろう。 13 るかを数値において把握することは容易ではない :制を設けたとしても、 0 しかし、 みによる雇用率上昇には議論があろう。 ライゼーションの理念に照らせば、 以上のような課題があることを認めつつも、 少なくとも日本で指摘されている人権課題 定着を図る仕組みの かかる制度が実効的に機能 包括性を期し、 特例子会社 そのなかで、 重要さを強 また、 社内 して 0) 設

研究所企業部会による企業評価調査

置

きた。改めてご協力いただいた各企業ならびに担当者の ける人権の取り組みに関する調査」を実施することが 絡会に加入している三二社のご協力を得て、「企業にお 方々にお礼申し上げたい。 Ŏ 調査項目、 象企業数は三二社と限定されているが、 こうした問題意識のもと部落解放・人権研究所 四年六~七月にかけて、 分析内容を紹介する意味は大きいと考え、 プレ調査ということもあって 大阪同 和 人権問題 得られた結果 企業連 は、

ここに掲載した次第である。

項目の基本的柱と主な分析の基本構成、 ここではまず、 調査目的、 調 査対象企業の を紹介したい。 概

調

查

1 調査目的

あり、 第三は、点数によりランキングされたなかでの自社の位 問題解決、 みにおけるPDCAサイクル」を把握することである。 た分野ごとの状況把握である。第二に、「人権の取り組 調 の把握である。 査の目的と結果の取 つは、各企業ごとの自己診断として活用することで 人権方針の確立、 これは非公開の取扱いとなる。 非正社員の均等待遇、 男女平等、 扱いを以下の二つに区分し CSRと人権、 障害者自立支援、 具体的には、 と つ

であり、これは公表の取扱いとなる。プラクティス、そしてランキング上位 二つめは、回答企業の全体的傾向や各企業のベ これは公表の取扱い 社を把握すること ス 1

2 調査対象企業の概要

化学 (三社)、 業種は、 ご協力い ただい 建設 医薬品(一社)、鉄鋼(一社)、 (三社)、 た三二社の概要は、以下の通りである。 食品 (三社)、 繊維製品 非鉄金属((四社)、

社)、 卸売り業 (二社)、証券・商品先物 (一社)、保険 (一社)、 である。 (三社)、電気・ガス (二社)、情報サービス (一社) 機械(二社)、電気機器(二社)、 輸送用機器(三社)、

〇~五〇〇億円(二社)、五〇〇億円以上(二九社) 八社)である。売上高は、五〇億円未満(一社)、 社)、一〇〇〇~五〇〇〇人(一〇社)、五〇〇〇人以上(二 従業員数は三〇〇人未満(一社)、三〇〇~一〇〇〇人(三 海外事業展開している企業は二八社であった。 資本金は五億円以上が三一社、相互会社が一社であり、

3 主な調査項目と分析の基本構成

次に主な調査項目の柱は、以下の通りである。

関係、 問題の取り組み、 平等の取り組み、 企業倫理と人権、 ①社のプロフィール、②人権問題の取組方針、 ⑨情報公開であり、 ⑦社会貢献活動と人権、 ⑤非正社員の均等待遇の取り組み、 ③障害者自立支援の取り組み、 全体で一二一項目に及んだ。 ®NGOとの ③ 男 女 **④**部落 6

取り組みにおけるPDCAサイクル(計画・方針、 の分析は、 回答企業の全体的傾向 調査項目順ではなく、 経営層による見直し)」がどうかという問題意 (公開) や企業ごと (非公開 以下のように「人権の 実施

> が社内にどれだけ確立しているかが重要だからである。 識で分析した。 続的な取り組みが必要であり、それが可能となる仕組 企業倫理と同 様、 人権問題も息 の長 継

取り組みの計画・方針(PLAN

〈人権に対する明確な社のメッセージ〉

害者雇用、 〈従業員〉①正社員の雇用の平等―採用時の男女平等、 ②非正社員の労働条件、③外国人雇用 部落問題も含めた公正採用のメッセージとその実 障

(海外での人権問題への対応)

スの無償提供/社会的商品(事業) ニバーサルデザイン化の方針 (地域/社会)、①社会貢献方針、 ②本業と関連したサービ の開発方針、 ③施設の

〈取引先に対するCSRを配慮し

た基準

実施と運用 $\begin{pmatrix}
0 \\
0
\end{pmatrix}$

〈実施体制〉①社内横断的組織、 ②事務局的 組 織

し②の責任者の最高職階

員の有無、障害者による提案・検討の機会 女性向け管理職養成や女性の集い、②障害者― 〈当事者のエンパワメメント〉①女性―メンタリング制 職業生活相談 度、

相談 部落問題、非正社員、倫理方針の担当部署への相談件数 (コミュニケーション)> ① 研修、 ②啓発冊子、 ③研修のリー セクハラ、 男女平等、

(NPOとの対話)

倫理方針-性の管理職登用、 ①海外の人権状況の把握、②男女平等―勤続年数の比較、 ユニバーサル化の具体的取り組み 社内の人権状況 意識調査、 意識調査、⑦本業を活かした人権関係の取り組み、 ⑤非正社員――三年間の雇用形態転換の実績、 ③障害者——雇用率、 (海外も含む) の把握 勤続年数、 (CHECK **④部落問題** 6 女

①検討中の改善課題、②情報公開方針の有無と公開状況●改善すべき課題の明確化と情報公開(ACTION)

四調査結果の主な特徴

体的な特徴のみを紹介したい。 調査結果に対する分析は、紙面の関係上、ここでは全

1 前進而

針の策定検討も一一社ある)。このように企業の基本とな権規定の明記が二五社あることである(新たにCSR方社中二六社(CSR方針策定の七社を含む)、そこでの人他理における人権規定が位置づいている点で大きく前進倫理における人権規定が位置づいている点で大きく前進第一に、人権に対する社のメッセージとしては、企業

る方針に「人権」が明確に位置づいてきている。

点で積極的に実施されている。詳細は次のとおりであ取組体制、研修、部落出身者等の積極雇用の実施などの第二に、人権課題、とりわけ部落問題への取り組みが、

(実施体制)

る。

- 者設置—七社)、倫理方針(二二社)、CSR(五社)社)、部落問題(三〇社)、非正社員(短時間雇用管理社内横断的組織:男女平等(五社)、障害者自立支援(四
- CSR(五社) 倫理方針(一一社/一四社)、社会貢献(六社/四社)、障害者問題(一社/九社)、部落問題(二一社/一一社)、事務局的組織:男女平等(専任―二社/兼任―一〇社)、
- 社会貢献(六社)、CSR(五社) 者問題(七社)、部落問題(一八社)、倫理方針(一八社)、 においり、 一八社)で害・右記体制の責任者の職階:男女平等(役員―八社)障害

〈研修〉

- ・各種研修の実施(表1)
- 職場研修のリーダー養成を実施(二五社

、就職困難者の積極雇用〉

(六社)、若年無業者(四社)、在日韓国・朝鮮人(一四社)部落出身者 (二八社)、母子家庭の母 (九社)、中高年者

- フネ	- [2 才	- (才	(才	141
九	一四生	二 〇 士	二 つ 生	土 内報/ 志
二〇社	一四社	三〇社	一七社	役員
二五社	三社	二九社	二〇社	階層別
二六社	二三社	三社	二六社	新入社員
二〇社	一九社	二六社	一五社	職場
男女平等	障害者問題	部落問題	倫理方針	

みも明らかになった。第三に、左記のようなベスト・プラクティスの取り組

方針の文書通達に併せたメッセージ、等がある。で男女平等を掲載したものや、C社の毎年出す人権啓発B社の『環境経営報告書』の「経営者のコミットメント」書(基本方針)の策定、トップのメッセージとしては、書体的な人権方針として、A社の同和・人権研修計画

り組み」の掲載がある。 2003』での「障害者の雇用」「雇用機会均等への取の「多様性と機会均等」や、E社の『環境社会レポートのホームページでの公表、D社の『環境社会報告書』でが出り、のが、の人権に関わっては、A社の「国籍条項の廃止」

における本社採用担当課長への女性の登用といった実践度(一三社)・社内託児所(二社)の設置のほか、B社的な登用計画の策定(八社)や、法定以上の育児休暇制(従業員に関わっては、男女平等に関して、女性の積極

した取引」を実施している。いが、F社が「障害者雇用に積極的な事業所に特に配慮取引先に対するCSRを配慮した基準では、指針はな

ナーの開催」(二社) などがある。社)、「女性社員の集い」(三社)、「女性管理職養成セミ内容や商品改善で積極的に提案・検討する機会設定」(七当事者のエンパワメントに関しては、「障害者が業務

ザイン商品の開発、 駅ポスター枠の人権啓発への活用・人権啓発放送のほ どがある。本業を活かした人権の取り組みでは、 調査(二社)、G社の昇進試験での人権 人権状況の把握に関わっては、部落問題の従業員 福祉 車両の開発・製造・販売(三社)、エレベー 飲料水・ アルコールの缶等のユニバ I社の高齢者・ 障害者用の肌着開発 問題 0) 1 出 -サルデ Н 題、 社 0)

第四に、人権状況の改善のために左記のような課題が

意識 検討されてい

- 国際基準の支持 九九八年IL〇宣言 国連グロ (六社) 1 バ ル コンパクト(五社)、
- 採用時の人権メッセージ 用 (二社) 男女平等 社)、 障害者採
- 当事者への配慮 設のユニバーサルデザイン化 ション (六社)、 法定以上の育休制 女性の管理職登用のポジティブ・ (六社) 度 (三社)、 企業施 アク
- 就職困難者の積極雇用 社 者 (四社)、 若年無業者 (五社)、 母子家庭の母 在日韓国·朝鮮人 (四社)、 中 高 回 年
- 非正社員 均 転換機会(一社)、 社員への優先的応募機会(一社)、正社員への雇用形態 修 衡化 :機会の提供 社 (賃金—二社、 の待遇改善 (一社)、 正社員との均等化(慶弔休暇― 夏季年末一時金—二社、 雇入れ通 処遇向上の仕組み .知書の交付 (三社)、 (一社)、 一社)、 退職金 正 研
- 実施 企業倫理 (七社)、ヘルプラインの設置 倫理方針・規定の策定 社)、 一社 意 識 調 査 0
- 社会貢献 方針の策定 (四<u>社</u>
- 実 制 (施体制の整備 二社)、 障害者自立支援 男女平等 (全社体制—二社、 (全社体制 四 社、 事 務局体 事 務局

の設置 社会貢献 体制 制 事務局体制—六社) 四 —二社、 -四社、 社)、 (事務局体制—二社)、 非正社員の待遇改善 事 苦情処理制度の設置 務局体制 一社、 C S R 監査体制 (短時間雇 (全社体制— 社)、 倫理 用管 四社 理 **全**

社

- 権の取 C S R いり組み 方針の策定(一一社)、 (三社)、 取引基準にCSR 本来業務を活用した人 人権を配
- 三社、 各種人権研修の実施 誌への掲載――一社) —二社、 、職場―三社、 社内報・誌への掲載――二社)、 社内報・誌への掲載―二社)、 新入社員—二社、 男女平等 (新入社員——社、 階層別—三社、 部落問題(社内報 障害者自立支援 役員 役員
- 職場研修のリーダー養成 (五社)
- 情報公開 障害者自立支援の掲載(三社)、 企業倫理の掲載 方針の策定(三社)、 (四社)、 社会貢献の掲載 部落問題の掲載(四 男女平等の掲載 回 社 社

2 課題 面

る P 般に弱いこと、 第 DCAサイクルによるマネジ 企業倫理と比 特にCHECKとACTI 較して、 メント 人権 0) 取り Ō システムが全 組 N みに 0) 部分 関

弱いことが指摘できる。

施はわずか三社と少ない。

「例えば、取り組み体制や研修の取り組みが進んでいる
をは一四社と少ないし、身元調査・就職差別の規制に大定は一四社と少ないし、身元調査・就職差別の規制に大定は一四社と少ないし、身元調査・就職差別の規制に大定は一四社と少ないし、身元調査・就職差別の規制に大部落問題の場合でも、取り組み「方針」策定は一七社(方別えば、取り組み体制や研修の取り組みが進んでいる

た取り組みが必要である。 課題別の優先順位と全体的な取り組み計画を明らかにし 法定雇用率一・八%未満が一三社あり、 題が個々には把握されているが、人権問題として社とし の実施体制で明らかなように、課題別の実施体制にはバ 言える。社としてすぐに全てには取り組めないからこそ、 省調査の平均値)以上の企業は七社、 女性社員中の課長級の割合が一・九%(二〇〇二年厚労 全体に対する総合的なPDCAサイクルが十分でないと てトータルには把握されず、部落問題も含めた人権課題 いう課題がある。 第二に、男女平等や障害者自立支援など個別分野の課 例えば、女性の管理職登用に関して、 しかし、 四 あるいは障害者の の 1 課題は大きいと 前進面

九九八年ILO宣言(七社)、GRIガイドライン(四社)、一への支持は、国連グローバル・コンパクト (二社)、一形で明文化しているのは五社と少ない。人権の国際基準八社あるが、それに関わって独自に人権尊重を何らかのる対応の弱さがある。海外事業展開をしている企業は二等三に、国際化時代といわれながら、人権分野におけラツキが大きく、そうした機能は極めて弱いと思われる。

状況と比較してかなり弱いと言える。の通りであり、なかでも部落問題については、取り組み一〇社と少ない。そして人権問題などの公開状況は表2が指摘できる。まず情報公開方針を策定している企業が第四に、情報公開、特に人権に関する情報公開の弱さ

SA8000(一社)という状況である。

表 2

	企業倫理	部落問題	障害者	女性
企業報告書	一 〇 社	一社	五社	五社
ホームページ	— 〇 社	— 社	三社	二社
社外広報紙等	三社	三社	社	二社

五 今後の課題

本調査実施に向けての今後の課題としては、第一に、

整理が必要と考えている。見をいただいた。特に項目分量の点については、大幅なや質問事項の理解に幅があることなど、いろいろとご意調査項目の検討がある。調査の過程で、調査項目の多さ

把握できるかを検討していきたい。ジアの人々の権利保障に向けた企業の取り組みをいかにどりわけ、在日韓国・朝鮮人や日系人、中国人、東南アトが国人の人権」に関する項目を検討する必要がある。第二に、今回の調査では盛り込むことのできなかった

どの検討が必要である。第三に、本調査実施のための体制や調査方法、予算な

的資料だからである。まな内容が公表されており、企業評価を行う上での基礎ージの内容検討が必要である。少ないとはいえ、さまざの報告書(二○○三年度全国で約八○○社)やホームペー第四に、人権の視点から、すでに公表されている企業

ついても、検討していく必要がある中小企業の場合の調査基準項目や調査の仕方そのものに第五に、今回の調査対象は比較的大企業が多かったが、

な対話などの課題がある。

な利害関係者である労働組合との連携、企業との継続的最後に、既存の企業評価団体との交流や、企業の有力

寄与していければと考える。通じて、より良き企業、より良き社会づくりに少しでも「人権におけるCSR調査」の精度を高めていくことを、こうしたさまざまなレベルの課題に取り組みながら、

注

- SR経営』。
 会的責任「求められる新たな経営観』、谷本寛治編著『C会的責任「求められる新たな経営観』、谷本寛治編著『C業社会のリコンストラクション』、高巌他著『企業の社(1)CSRの全般的な解説・動向としては、谷本寛治『企
- で』。 法人編『CSR実践ガイド 内部統制から報告書作成ま法人編『CSR実践ガイド 内部統制から報告書作成まが多数公刊されている。その一例として、中央青山監査(2)本年に入り、CSRの導入に関するガイドブックの類
- 象の構成要素として雇用へのアクセスが絶たれている点にはとどまらない問題性を含んでいることについて、樋にはとどまらない問題性を含んでいることについて、樋にはとどまらない問題性を含んでいることについて、樋いて総合的な解明を試みる研究は発展途上にある。しか(3)残念ながら日本においては、「社会的排除」の問題につ

- Social Exclusion, pp.1-18.
- 「部落地名総鑑」事件』二〇一~二二四頁。いては、部落解放同盟中央本部編『終わっていはいない(4)部落出身者をいかにして雇用から排除してきたかにつ
- (6) この種の金融のあり方については、いわゆる社会的責にの、この種の金融のあり方については、いわゆる社会的責任投資の一形態として、インナーシティの開発のためにないでは、当時においては、貧困のうちに生きる人が資金へのアクセスを確保する「コミュニティ投資」が一つの典型である。その概要については、エイミー・ドミニ著、山本利で、インドにおける住宅開発金融公社の取り組みがある。リン・シャープ・ペイン著、貧困のうちに生きる人が資金へのアクセスを確保するだめの「小口金融」や「マイクロ・ファイナンス」の取り組みが重要である。その一例として、インドにおける住宅開発金融公社の取り組みがある。リカーシフト 企業倫理の新時代』五二~五七頁。
- (7) そのほかにも、多くの取り組みが各企業で実施されて

- しい企業価値の創造』。社会貢献担当者懇談会編『この発想が社会を変える(新社会貢献担当者懇談会編『この発想が社会を変える)新いる。現在多くの著作で紹介さている。例えば、経団連
- と人権』。 田村宏之・柏木宏『人権ブックレット 企業の社会貢献(8)社会貢献活動と人権尊重の関連性について、藤原俊昭・
- (10) その一例として、藤原俊昭「第一一講「事列学習・企」のは向けての協働型パートナーシップ』五九~一一三頁。て、横山恵子『企業の社会戦略とNPO「社会的価値創いGOとの協働を進めている状況を分析するものとし(9)企業がその経営戦略に社会性を据えた上で、NPO・
- 落問題』一七九~一九六頁。 業研修の取り組み」『部落解放大学講座Ⅰ 私たちの部(10)その一例として、藤原俊昭「第一一講 事例学習・企
- 参照(二〇〇四年一二月二一日掲載確認)。組み内容については、http://www.unic.or.jp/globalcomp/(11)国連グローバル・コンパクトの項目と、具体的な取り
- | (12) 三者宣言の日本語訳については、http://www.ilo.org/| pdf参照(二〇〇四年一二月二一日掲載確認)。
- 2002」五九頁。 Iサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン(1) グローバル・レポーティング・イニシアティブ「GR

- 14 (二〇〇四年一二月二一日掲載確認)。 企 業 行 動 憲 章 0) 原 文に つい て は、 http://www
- 的責任経営』一九八~二二九頁。(15)経済同友会『第一五回企業白書 「市場の変化」と社会
- 認)。 trend/index.html 参照(二〇〇四年一二月二一日掲載確(16) 調査結果については、http://www.csrjapan.jp/research/

 $\widehat{24}$

23

の企業部会に掲載しているので、

参照されたい。

- or.jp/hyoka.html 参照(二〇〇四年一二月二一日掲載確認)。(17) その調査票及び調査結果については、http://www.public.
- 表していない。(19)今回はプレ調査であったので、ランキング上位社は公
- 載されているので参照されたい。 ジ(http://www.blhrri.org/)の企業部会のページに掲(20) 具体的な調査票は部落解放・人権研究所のホームペー
- に掲載されているので参照されたい。(21) 調査の単純集計結果もまた、ホームページの企業部会
- (22) 三二社の報告書の内容を検討したが、A:環境・社会

- 再検討した調査票についても、当研究所ホームページE:環境報告書を発刊していない企業が八社であった。報告書はあるが人権の記述は全くない企業が一三社、境報告書に人権の記述が若干ある企業が六社、D:環境報告書で人権の記述が一頁よ満が二社、C:環報
- は、 状況把握が難しいという問題があった。 はわからないという状況であり、 接客員」に約三八%、 国 鮮人の実態はほとんど把握できない。また厚生労働省「 政府も外国人の把握をしている。 格を取る際の雇用証明を企業が出す関係でのみ、 は「専門・技術・管理」に約三七%、「販売・調理・ 在日外国人に関して、 「人雇用状況報告」結果では、一〇〇〇人以上の企業で 直接雇用者 そして間接雇用者 (約一五万七千人)の八%が、職種的に 国籍的には 現在の仕組みの上では、 (約一一万七千人) そのため在日韓国・ 日系人や中国 「北米・ 欧州 0) 玉 出 企業も 在留資 給仕 0) 朝